



## 平成24年度肥料取締法一部改正等の説明会並びに研修会開く

恒例となった「平成 24 年度肥料取締法(公定規格)一部改正等の説明会並びに研修会」を、3月21日に東京の法曹会館で



開催いたしました。今回は会員の他にも、東京肥料研究会メンバーの方々が加わり、約 50 人の参加となり盛会でした。

来賓として独立行政法人農林水産消費安全技

術センター(FAMIC) 肥飼料安全検査部肥料管理課の引地典雄課長、講師・応答官として農林水産省から 5 氏においでいただきました。今年は、10 年にわたって使用制限がかけられていた牛肉骨粉が規制解除されたため、その関連事項の講演、会員からの質問などにお答えいただきました。

他に、農林水産省生産局農産部生産資材対策室の小川祥直室長にも、肥料や用土の業界にはまだまだ新しいバリューを生み出せる可能性がある、意欲的な講演を行っていただきました。説明会終了後には法政大学経営大学院教授で、日本フローラルマーケティング協会(JFMA)の小川孔輔会長による記念講演「花き流通のマーケティング」で、JFMA の取り組むフラワーバレンタインや切花の日持ち保証販売などを紹介していただきました。

### 宮入利和会長あいさつ



日本DIY協会などの昨年1年間の業績報告を確認すると、ホームセンターの売り上げは前年ベースで98%、既存店においては96%と、大変厳しい状況が続いています。やはり一番厳しいのは買い上げ価格の下落、買い上げ点数の減少、デフレの荒波に翻弄されている状況です。現政権はアベノミクスの中でデフレからの脱却を大きく謳っていますが、私どもの業界がその恩恵にあずかるのは、一体いつのことかと先行き不安です。TPPへの参加交渉問題も、これが我々の業界にどんな影響を与えるのか、今後考えていかなければいけないと感じています。

また、来年予定されている消費税率のアップは少なからず、我々の業界も大きな影響を受けると感じています。昨今、用土関係、土壌改良材などで大変低価格の商品が流通しているのを眼にします。この売価で本当に売れるのか、この売価で品質はどうか、このように大変危惧する商品があります。当協議会は、商品や関連企業への拘束力、罰則等はありませんが、消費者の皆様へ安全安心な商品を提供することこそ、園芸業界、しいては当協議会の発展につながり、使命だと考えています。ですから、これからの経済環境の大きな流れの中においても、当協議会としては加盟各社の共通認識で安全安心な商品を、農林水産省、FAMICの皆様のご指導を仰ぎながら、消費者に提供していくことに注力して、今年1年頑張りたいと思っています。

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

### 来賓祝辞

肥料管理課 引地則雄課長



東日本大震災によって生じた原発事故で、放射性セシウムが問題になり、農水省の指示により昨年度から汚泥肥料や牛糞たい肥の放射線測定を開始し、それについて農水省に報告・公開しております。私どもは検査がメインの業務であり、今日お集まりの会員の皆様は法令順守という立場なので申し上げることはございませんが、最近輸入した肥料を無登録でインターネットなどで販売している業者もありまして、そうした業者さんに対しては農水省からの指示もございまして、法令順守の立場から立ち入り検査をしています。

また、今認められているブタとトリの肉骨粉に加えて、ウシの肉骨粉の使用が解禁されますが、これまでの蒸製骨粉のように危険部位が含まれていないかの確認検査が必要になります。この原料を使った皆様は、袋への表示義務が生じますので、その点については私どもの立ち入り検査の有無に関わらず、法令順守の立場からご協力をお願いします。今後も肥料取締法を守っていただき、FAMICと連携して品質を保つことをよろしくお願ひしたいと思います。



### 日本フラワー&ガーデンショウに出展しました 肥料・用土の知識や協議会の活動PR

協議会の活動の一環として、今年も第23回日本フラワー&ガーデンショウに出展いたしました(写真)。同ショウは、3月22~24日まで千葉の幕張メッセ国際展示場で開催され、前年比28%増の5万3900人が来場してにぎわいました。協議会では会場内に2ブースを出展し、肥料・用土の知識や協議会の活動、FAMIC(独立行政法人農林水産消費安全技術センター)様の紹介、サンプル展示等を行いました。

平成24年度

## 肥料取締法（公定規格）の一部改正について

初めに、我が国におけるBSE対策について述べさせていただきます。

現在のBSE対策は、と畜場や流通段階における特定危険部位の除去及びBSE検査、死亡牛については届出及びBSE検査が実施されています。

また、家畜に対して牛のたん白質を給与しないよう、飼料規制が実施されています。これら対策により、特定危険部位が食肉のルートに載らないだけでなく、特定危険部位が肥料原料に利用されないよう管理が行われているところです。このような対策を講じることにより、我が国でのBSEの発生リスクは低下していると言え、今年5月にはOIE（国際獣疫事務局）による新しいステータスが認められる予定です。今後も続けていくことが必要であると考えます。

なお、現行は頭部、脊髄、回腸、脊柱などは全月齢が特定危険部位に分類されているところですが、4月1日以降は、頭部の一部、脊髄及び脊柱は30ヶ月齢以下については食品に分類されることから、肥料原料の見直しも検討する必要があると考えています。

続いて、牛由来の副産物を原料とした肥料について述べたいと思います。BSE発生以前は、と畜場や食肉加工施設から発生する骨、くず肉及び内臓等が肥料原料として使われていました。これら牛由来の副産物を120～130度の高温による加熱処理により、主に肉骨粉、蒸製骨粉が生産され、リン酸に富む有機質肥料として果樹農家、果菜農家向けに資源の有効利用が図られていました。

しかしながら、我が国でのBSE発生に伴い、肉骨粉や蒸製骨粉などの牛の部位を原料とする肥料は利用できなくなり、すべてが焼却処分されることとなったため、焼却灰の問題や処理費用の発生などの問題があります。

その後、蒸製骨粉、蒸製蹄角粉、骨単粉末などは利用停止が解除されたものもありますが、肉骨粉や蒸製骨粉などは現在でも利用できない状態が続いています。

そこで、有機質肥料として今でも農家需要のある肉骨粉や蒸製骨粉について、牛由来の副産物を原料とした肥料利用の規制の見直しを行い、肥料利用できるようにしていきたいと考えております。

なお、EU等の主要国では牛肉骨粉等の利用が認められており、日本の規制は諸外国に比べて厳しいものと言えます。

肉骨粉等の利用再開を進めていくにあたって、BSE発生前のように使えるものにはならないと考えております。

まず、SRMを肥料の原料として使うことが認められないため、SRMが肥料原料に混入しない対策・管理を行っていく必要があると考えます。肥料用肉骨粉等が家畜の飼料に誤用・流用されるのを防止する必要があります。

以下に肉骨粉等の利用再開にあたって必要となる管理ポイントについて、まとめてみました。

1つ目は、SRMの混入しない製造工程であることの確認の義務づけ（製造工程に関する大臣確認）。2つ目は、

肥料を家畜の餌として流用・誤用しないように、他の肥料と混合し、肥料の袋には「牧草地には使用しない、家畜に食べさせないでください」といった表示を肥料生産業者に義務づけること。3つ目は、牛肉骨粉等の原料の収集から、肥料生産業者で肉骨粉、肉かすなどが流通していく過程で、どこかで行方不明になり家畜等の飼料として流用されてしまうことを防ぐため、供給管理票の添付を義務付け、原料発生から肥料生産工場までトレースできるようにすること。4つ目は、肥料生産業者において適切な管理が行なわれているかについて、都道府県、FAMICによる無通告の立入検査をしっかりと行っていくこと。

このうち流用・誤用の防止措置、容器への表示の義務付けは、今回の肉骨粉等の利用再開に伴い新たに導入する管理措置です。

供給管理票は、今も蒸製骨粉において実施されているものと基本的な考え方は変わりません。供給元が出したものについて、原料の供給管理票として発行し、それを製造事業者が確認保存する。さらに肉骨粉製造事業者が複合肥料・配合肥料業者に供給管理票を発行し、複合肥料等の生産業者が確認したものが最終的に製造事業者に戻って保存されることとなります。

### 肥料取締法施行規則及び普通肥料の公定規格等の改正について

今年度の改正は以下のとおりです。

#### 肥料取締法施行規則の一部改正

①配合に当たって農林水産大臣が定める材料を使用する場合には、当該材料を使用した肥料についても指定配合肥料とする。

#### 農林水産省告示の新設

①上記の農林水産大臣が定める材料は、固結を防止する材料として以下のとおりとする。（具体的な物質名と使用可能量については精査中）

#### 農林水産省告示の一部改正

①「公定規格」の一部改正

「牛の排せつ物と鶏ふんの混合物の燃焼灰」を「化成肥料」と「配合肥料」の原料として使用できることとする。

②「原料及び材料の保証票への記載事項」の一部改正

配合に当たって原料として使用する普通肥料に配合前に使用されている組成均一化促進材及び着色剤を使用した普通肥料は、当該材料の保証票への記載を不要とする。

#### 「肥料取締法に基づく告示の一部改正に伴う措置等について」（通知）の一部改正

①輸入された特殊肥料の表示について、保証票の下部に原産国（原産地）を表示している場合にあっては、「届出を受理した都道府県」は届け出先都道府県を複数並記することを認める。



【Q1】BSE関連＝蒸製骨粉、肉骨粉の原料を使った肥料を、家庭園芸用肥料として生産・販売する時の留意点をご指導ください。(表示方法や配合内原料の内容表示について)

(A) まず原料にSRM(特定危険部位)が入っていないことが重要です。原料がしっかり管理されているものであるか、場合によっては原料供給元に赴いて、自分たちが利用する原料がしっかりと分別管理されSRMの混入が遮断されているか、また自らの生産工場でも製造ラインが交差するなどして、肉骨粉とそれ以外の肥料が混ざってしまうことが無いよう、しっかりと管理することが重要です。

また、表示についても実際に使うユーザー(消費者)が肥料を安心して使えるよう、あるいは間違った使い方をしないため、家畜等に食べさせることがないように「牧草地に撒かない」などの注意喚起を行うことも重要と考えます。

肉骨粉等を利用した肥料の利用再開にあたっては、現在、食品安全委員会に諮問しているところで、これまで各種消費者団体の方々とも意見交換もさせて頂いています。

消費者団体の方々からは、SRMが分別管理や表示がしっかりされる等の管理の徹底が指導され、かつFAMIC等による無通告の立入検査により遵守状況が監視されており、「安心できる」という反応を頂いています。

このような安心を得るためにも、SRMの分別管理等を肥料生産者にしっかりと取り組んでもらいたいと考えています。

利用再開の時期は、法令上の事務手続きに数ヶ月程度要しますから、仮に4月中に食品安全委員会から何らかの良い回答があった場合、そこから数カ月、夏以降の利用再開になると考えています。

【Q2】肥料の放射能分析について＝ユーザーより問い合わせがありました。『使用の際に、直接肥料を吸引することが考えられるので、間接的な移行を考えた400ベクレル以下という数値は、高すぎるのではないか』という意見でした。

(A) 袋を開けたりした際、粉塵等を吸い込んだら危ないと心配されてのご質問だと思いますが、私どもが暫定値を設定した際には使う人の被爆も考慮しており、400ベクレルであれば健康に影響を与えるような量の放射性物質を体内に取り込むことはまずないと考えています。

ユーザー様に対しては「肥料は食品として大量に食べるものではないので、粉塵を仮に吸い込んだとしても、健康への影響はまず考えられません」と説明して頂くようお願いいたします。その上で、やはりデータ的に(知りたい)ということであれば、実際にどの程度の被爆になるのかを計算でお示しすることが必要かと考えます。

【Q3】魚粉など、今後「放射能検査が必要」とすることはありますか。また、その時の分析費用は補償の対象となるのでしょうか？

(A) 検査すべき対象の肥料は、その汚染レベル等に応じて順次拡大・縮小して対応しています。魚粉は肥料原料以外にも餌としての利用があるため、餌として魚粉の放射性セシウムが監視されている中で肥料の検査を行っても400ベクレル以下のものしか出てこないと考えていますので、現状では検査しなければ肥料として流通できないものではないと考えています。

ただし、今後の汚染状況、例えば肥料でしか使わないよ

うな魚の部位を使った堆肥等で高いレベルの放射性物質が検出された場合などでは、検査通知の見直しを行うことを検討したいと思います。

【Q4】平成25年5月に「無視できるBSEリスク」の国のステータス認定がOIE総会で諮られるそうですが、蒸製骨粉を単肥で使用するのを回避する旨の平成13年10月の通知はいつごろ解除されそうでしょうか。

(A) 肉骨粉、蒸製骨粉については、今後も当面は他の肥料と混ぜるという処置をして頂きたいと思います。どうしても餌に流用されてしまう可能性があるためです。利用再開とその実施状況を見つつ、単肥利用をという要望があれば、1つ1つ解決していきたいと考えています。

なお、何も混ぜないで流通ということは難しいですが、1つの解決策として接触を防止するような材、さきほどの固結防止剤のように肥料以外の材料を添加することによって、敢えて他の肥料と混ぜせずとも単肥として利用できるような方法について、いずれお示ししたいと考えています。

【Q5】培土製品分析結果等の報告書について、届出状況(総届出数、業者数等)や指摘件数、指摘内容等について教えてください。

(A) 公表はしていませんが約850件の製品について、130社くらいの方から頂きました。結論はマックスで240ベクレルくらいのものが1~2件あり、おおむね大丈夫というのが当時の結論でした。

【Q6】汚泥肥料の検査結果を教えてください。また、汚泥肥料の品質管理上の問題点についても教えてください。

(A) 汚泥肥料には3年間の登録有効期間があるので、FAMICではその3年に1回程度の検査を努力目標としています。年間約200数十箇所の事業所を検査しています。窒素・リン酸・カリの主要成分については、毎年検査した内の15%くらいは、表示に対して分析値と違いが出ます。

重金属では、ヒ素、カドミウム等6つの規格を設けてありますが平成23年度には違反はありませんでした。平成24年度は汚泥発酵肥料で線位値を越えたものが一件、ニッケルが一件、合計2件規定値を越えたものがありました。検査状況については農水省・FAMICのホームページで公表してあります。窒素・リン酸・カリについては、生産している事業者さんが廃棄物処理という観点で生産しているので、自社製品の品質がどういう状況なのかよく分かっていないことが多いため、私どもとしては「原料が変わった際には、製品分析をしてください」「最低でも1年に1回くらいは分析するのが、肥料の生産業者の責任」とお伝えしています。下水汚泥の発生量は季節変動が相当あり、それらも季節変動の度にチェックして下さいとお願いしています。

重金属については農水省で冊子「重金属管理手引き書」を配給していますので、それを基に自主管理分析をして下さい。その場合、分析機関に依頼することになりますが、分析機関によっては乾物で(分析したデータをそのまま)報告するところもあるため、成分表示が実態と異なってしまふことがあります。きちんと読み取って「あり姿」での成分量を表示するようにしてくださいという技術的指導も立ち入り検査等では行っています。

〈会場からの質問〉汚泥肥料の原料となる汚泥の放射性物質の汚染状況はいかがでしょうか

(A) 原発事故発生後は汚泥中の放射性物質についても確認しておりました。データ解析の途中ですが、事故発生当初から比べるとかなり汚泥中の放射性物質は低減しています。他の肥料ですと福島県は高く、遠くなるほど低くなるイメージですが、公共下水道以外である工業汚泥やし尿汚泥では、家庭からの雑排水や工場排水など閉鎖系の汚水进行处理するため、福島だから高いという結果にはなりません。

私どものデータでも、工業汚泥では福島県でも低い数値が出ています。逆に福島でなくても、汚泥が送られてくる配水管に亀裂があったり、一部の施設に不備があったりすると、雨水などの影響で高くなることもありますので、一概に地域的にどうとは言えません。ただ、一部のものを除いては、高いレベルのものが多く存在するような状況ではないと考えています。

【Q7】家庭園芸用複合肥料の生産輸入について、最近の登録販売状況を教えてください。

(A) 平成24年については現在集計中です。平成20年から23年までのデータはお手元に配付しておりますが、傾向を申しますと登録件数・業者数については若干増加の傾向にあります。国内生産量については横ばい、輸入量については若干減少傾向です。

【Q8】平成24年度の公定規格の改正は、何年に改正の申し出がなされたものでしょうか？平成23年度の説明会では、願い出を暫時受け付けて、年に何回の規格の改正が行えるようにします、とのご説明をいただきましたが、今年はそのように何回もあるのでしょうか？審査スピードはこれまでより、上っているのでしょうか？

(A) 24年9月に行われた改正は、放射性物質の問題等あり、手続きが行えなかったものをまとめて改正いたしました。よって、最も古いもので20年申請となっています。また、最も新しいもので24年3月ですから、FAMICで解析・安全性の評価を行った直後に食品安全委員会に持

ち込んでいますので、審査スピードという意味では、これまでより上っているといえます。改正頻度については、業者さんからの申請が年度末にのみ集中するため、結果的に年1回になっています。現在、肥料の公定規格の改正に関する「標準手順書」を作成中です。申請される事業者さんが、自分の申請が今どのステップにあるか明確に分かるように、あるいは申請書類はどのようなものなのか、審査のポイントはどこにあるのかということが分かるように手順書を作成していますので、それが出来れば皆さんの申請のしやすさや、審査の透明性がある程度確保できるのではないかと考えています。

【Q9】肥料取締法施行規則の第4条3項の材料について、各社のノウハウがあるので公表していないとお聞きしていますが、すでに昔から使用されているものや既に公知になっているものも公表はできないのでしょうか？

(A) 肥料に使用できる材料については、法第25条の異物との関係で、必要最小量となっており、物質名についても事業者の企業秘密に該当するため、公表していないところですが、先程ご説明させていただきましたが、今回の改正で指定配合肥料に使う固結防止材を農林水産大臣が指定するということとなり、一部ですが材料を公表するという流れになってきています。一度には出来ませんが、今後指定配合肥料に使用できる材料については、固結防止材以外のものにも拡大していく可能性はありますので、そちらの流れを注視して頂ければと思います。

【Q10】平成23年2月4日に『特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材について』のリストが発表されましたが、まだ審議中のものは、いくつ、どのようなものがあるのでしょうか？

(A) 現在、特定農薬の検討対象とされる資材は35資材あります。今までどおり、資料のそろったものから指定の可否について審議を進めています。検討中の35資材は平成22年に回答しました資材と同一で、変更はありません。

## 会員紹介 ◇毎回、会員リスト掲載順に紹介しています◇

### 共和開発株式会社

〒226-002 神奈川県横浜市緑区青砥町338  
TEL045-937-3155  
FAX045-937-3233  
<http://home.netyou.jp/cc/kyouwa>

「ネオソフロン」などの用土・「インテリアパーク」などのマルチング資材及びその他園芸用品を販売しています。最近では「ヤシの繊維」を使用したマルチングが好評を得ています。当社では従来より、できるだけ天然素材の特徴を生かした商品を販売してまいりましたが、今後も環境に配慮し、お客様に安心して使用していただける商品を提案していきたく思います。

弊社は1953年創業の土づくり資材やモミガラくん炭製造器などを製造販売しているメーカーです。堆肥づくりや良質くん炭などお客様のお役に立ち、お客様が満足するようなのづくりのメーカーになれるよう心掛けております。これからも「土づくりは堆肥づくりから」をモットーに環境にやさしい良質な商品を提供してゆきたいと考えております。

### 香蘭産業株式会社

〒254-0003 神奈川県平塚市下島546番地  
TEL0463-55-0528  
FAX0463-55-7764

家庭園芸肥料・用土協議会は、家庭園芸の安全で健全な振興のために、メーカー企業有志により昭和59年(1984)に設立されました。

## 家庭園芸肥料・用土協議会

〒650-0041 神戸市中央区新港町14-1 財団法人日本肥糧検定協会関西支部気付  
TEL 078-332-6491 FAX 078-332-6545 <http://www.a-hiryo-youdo.com/>